

# 意見書

平成 20 年 6 月 17 日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 470-0194

住所 あいちけんにつしんしあさだちょうじょうのう 80  
愛知県日進市浅田町上納 80

氏名 ますぶろでんこう かぶしきがいしゃ  
マスプロ電気株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう せお ひでしげ  
代表取締役社長 瀬尾 英重

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」  
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項	行	意見の対象となる該当箇所	意見
43 項	4 行目 以降	<p>(前略)</p> <p>こうしたことを勘案すると、「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響が免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なリスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。</p>	<p>複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、基本的にそれらすべての技術方式を国内規格とすることを検討することに賛成致します。</p>
46 項  47 項	20 行目 以降	<p>3 技術面</p> <p>技術面については、</p> <p>①早急に国内規格とする技術方式の公募等を行い、</p> <p>②2008 年中には、設定した要求条件を満たすものについて、情報通信審議会において、各種の技術的検討を開始した上で、</p> <p>③2009 年中に関係省令を定める</p> <p>必要があると考えられる。</p> <p>また、省令の制定と並行して、電波産業界(ARIB)において標準規格(STD)や、運用規定(TR)のとりまとめが早期に行われることが期待される。運用規定については、一般的には免許等を受ける者の確定後に検討が開始されるが、マルチメディア放送の早期の開始のためには、その確定前に検討を開始することが有効である。</p>	<p>技術面について、早急に国内規格とする技術方式の公募等を行い、2008 年中に技術的検討を開始し、2009 年中に関係省令を定めること、それと並行して ARIB において標準規格や運用規定の早期とりまとめが行われることに賛成致します。2011 年以降から本格的サービス開始を実現するためには、関連機器の設計および評価期間が必要であり、その観点からも早期の制度整備が有効であると考えます。</p>